同条第十二項	高齢者医療確保法第百十条において準用する第百三十四条第十二項	高齢者医療確保法第百十条において準用する第百三十四条第十二項
第六項	施行令第二十八条第一項において準用する第百四十条第三項において準用する第六項	施行令第二十八条第一項において準用する第百四十条第三項において準用する第六項

第二十九条第一項の表以外の部分中「から第六項まで」を「及び第五項並びに第九項（同条第五項に係る部分に限る。）」に改め、同項の表第百三十六条第五項の項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、同表第百三十六条第六項の項の次に次のように加える。

第百三十六条第七項	第一項	施行令第二十九条第一項において準用する第一項
	第五項	同条第一項において準用する第五項
第百三十六条第八項	前項	施行令第二十九条第一項において準用する前項

第二十九条第一項の表第百三十七条第七項の項中「第百三十七条第七項」を「第百三十七条第六項」に改め、同項の次に次のように加える。

第百三十七条第七項	第一項及び第四項	施行令第二十九条第一項において準用する第一項
第百三十七条第八項	前項	施行令第二十九条第一項において準用する前項
第百三十七条第九項	第百三十四条第七項から第十三項までの規定は第五項の規定による通知について、同条第十二項	高齢者医療確保法第百十条において準用する第百三十四条第十二項
	第六項	施行令第二十九条第一項において準用する第六項

第二十九条第二項の表第百三十六条第五項の項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、同表に次のように加える。

第百三十六条第七項	第一項	施行令第二十九条第一項において準用する第一項
	第五項	施行令第二十九条第一項において準用する第百三十八条第一項（施行令第二十九条第一項において準用する第百四十条第三項において準用する場合を含む。）において準用する第五項
第百三十六条第八項	前項	施行令第二十九条第一項において準用する第二項（施行令第二十九条第一項において準用する第百四十条第三項において準用する場合を含む。）において準用する前項

第二十九条第三項の表第百三十六条第五項の項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、同表第百三十六条第六項の項の次に次のように加える。

第百三十六条第七項	第一項	施行令第二十九条第一項において準用する第百四十条第三項において準用する第一項
	第五項	施行令第二十九条第一項において準用する第百四十条第三項において準用する第五項
第百三十六条第八項	前項	施行令第二十九条第一項において準用する第百四十条第三項において準用する前項

第二十九条第三項の表第百三十七条第六項の項を削り、同表第百三十七条第七項の項中「第百三十七条第七項」を「第百三十七条第六項」に改め、同項の次に次のように加える。

第百三十七条第七項	第一項	施行令第二十九条第一項において準用する第百四十条第三項において準用する第一項
第百三十七条第八項	前項	施行令第二十九条第一項において準用する第百四十条第三項において準用する前項
第百三十七条第九項	第百三十四条第七項	高齢者医療確保法第百十条において準用する第百三十四条第七項
	第五項	施行令第二十九条第一項において準用する第百四十条第三項において準用する第五項
	同条第十二項	高齢者医療確保法第百十条において準用する第百三十四条第十二項
	第六項	施行令第二十九条第一項において準用する第百四十条第三項において準用する第六項

第三十条第一項の表以外の部分中「から第六項まで」を「及び第五項並びに第九項（同条第五項に係る部分に限る。）」に改め、同項の表第百三十六条第五項の項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、同表第百三十六条第六項の項の次に次のように加える。

第百三十六条第七項	第一項	施行令第三十条第一項において準用する第一項
	第五項	同条第一項において準用する第五項
第百三十六条第八項	前項	施行令第三十条第一項において準用する前項